

基本問題専門調査会第一回
(平成13年5月14日開催)

議 事 録

第一回基本問題専門調査会議事録

1. 日 時 平成13年5月14日（月）
2. 場 所 官邸大客間
3. 出席者 岩男会長、八代会長代理、伊藤委員、猪口委員、住田委員、高橋委員、竹信委員、寺尾委員、樋口委員、古橋委員、松田委員、山口委員
4. 議 事
 - (1) 開 会
 - (2) 委員あいさつ
 - (3) 運営規則について
 - (4) 男女共同参画実現に向けてのこれまでの取組（内閣府）
 - (5) 基本問題専門調査会の今後の検討事項及び検討スケジュール
 - (6) 自由討議
 - (7) 閉 会

（配布資料）

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 男女共同参画社会基本法（抄） |
| 資料2 | 男女共同参画会議令 |
| 資料3 | 男女共同参画会議の全体構成（イメージ図） |
| 資料4 | 基本問題専門調査会委員名簿 |
| 資料5 | 基本問題専門調査会運営規則（案） |
| 資料6 | 男女共同参画基本計画について |
| 資料7 | 国際婦人年以降の国内外の動き |
| 資料8 | 基本問題専門調査会・検討項目（案） |
| 資料9 | 基本問題専門調査会・当面のスケジュール |

5. 議事内容

坂東局長 それでは定刻になりましたので、ただいまから「男女共同参画会議基本問題専門調査会」の第1回の会合を開催させていただきます。

私は、この専門調査会及び男女共同参画会議の事務を担当しております、内閣府男女共同参画局の坂東でございます。どうぞよろしくお願いたします。

審議に先立ちまして、内閣府の松下副大臣から御挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

松下副大臣 おはようございます。紹介をいただきました、松下忠洋と申します。鹿児島県の薩摩半島の出身でございまして、小淵恵三先生を支持して、ずっと御指導いただきましたものでございました。当選3回生でございまして。今度、副大臣を仰せ付けられました。よろしく願いしたいと存じます。

今、予算委員会が開かれておりまして、小泉内閣の施政方針演説に対する個別の議論が始まったところでございます。内閣官房長官も今、そちらの方に入っております。私も今、入っております、またすぐに戻らなければいけないんですけども、そのことをまず御了承いただきたいと存じます。

男女共同参画社会の問題は、小泉内閣の大事な柱の1つでございましてから、特に基本問題を議論するというところでございまして、どうぞよろしく願いしたいと思っております。私も国会議員になって8年ですけども、諸外国をずっと、いろんな国際会議も含めて、個別の二国間の協議も含めて仕事をしてまいりましたけれども、中国にしましても、韓国にしましても、東南アジアの国々にしましても、それぞれの部門に女性がしっかりとおられることを確認してきておりまして、交渉の相手に女性が出て見えることもたくさんありました。そういう面では進度において、やや我々は遅れているなという気もしております、そういうものを含めてひとつしっかりと御議論いただきたいと思っております。

先日も古橋委員のところでの会議がございまして、2時間半みっちり勉強させていただきましたけれども、中央の方にこういった内閣府ができて、そして新しい局もできて、体制をつくりましたけれども、各12省が同じような横並びの体制を持っているのかということと、どの部門がこの問題をしっかりと受けとめて、省内でそれぞれ議論をしているのかということが少し弱いような気がいたします。そこをしっかりと各省それぞれ12省に同じようなものが横並びでできて、評価し、確認していく作業が必要だろうと思っております。

そういうことも含めて、いろいろ議論してまいりたい、前進させたいと思っておりますので、よろしく御指導いただきたいと思っております。

ありがとうございました。

坂東局長 ありがとうございます。続きまして、内閣府の阪上政務官から、御挨拶をいただきたいと思っております。

阪上政務官 おはようございます。内閣府の大臣政務官を拝命いたしました阪上と申します。歌劇の町宝塚、乙女の町宝塚の出身でございまして。

内閣府というのが、司令塔とよく言われるのですが、その中でも男女共同参画会議というのは、私は一番の司令塔になるのではないかなと思っております。

中国のことわざに、三樹の教えというのがあります。1年先を考えるならば種をまけ、10年先を考えるならば木を植えよ、100年先を考えるならば人を育てよという教えでございますが、私はまさしく、この三樹の教えは、1年先の短期、10年先の中期、100年先の長期の展望を持ってという教えではないかと思っておりますので、まさしくこの会議が三樹の教えを基に議論をしていただきますことを心からお願いを申し上げまして、あいさつは短く、幸せは長くで終わりたいと思います。

坂東局長 どうもありがとうございました。今、副大臣の御挨拶にもございましたように、福田官房長官、男女共同参画担当大臣は、国会内で予算委員会審議中のため、後ほど12時を過ぎてからお見えになる予定となっておりますので、御挨拶は後ほどいただきたいと存じます。

それでは、私の方から本専門調査会の設置経緯等につきまして、御説明をさせていただきます。どうもありがとうございました。

(松下副大臣 退室)

坂東局長 この基本問題専門調査会は、男女共同参画社会の形成を促進していく上での、基本的考え方に関する事項及びこうした考え方と関わりが深く、国民の関心も高い、個別の重要課題について、学識や実務経験を有する委員の方々に御議論をいただくことを念頭に設置されました。

本専門調査会での検討の成果が、男女共同参画社会の形成に向けて、一層の推進力となることが期待されております。

本日5月14日付で、内閣総理大臣から7名の専門委員の任命をいただきました。これを受けまして、男女共同参画会議の議長である、内閣官房長官から、本専門調査会に属すべきものとして、ここにお集まりの7名の専門委員及び5名の男女共同参画会議議員の、計12名の指名並びに本専門調査会会長として、岩男委員の指名をいただきました。

男女共同参画会議の設置、所掌事務等につきましては、お手元の「資料1」この裏に男女共同参画社会基本法の抜粋がございます。

専門委員、専門調査会については「資料2」の「男女共同参画会議令」に、それぞれ規定されております。

また「資料3」の方に、男女共同参画会議と専門調査会のイメージ図がございますが、2月5日には、既に「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」が、第1回会合をいたしまして、既に6回会合を重ねて、6月までに最終報告をいただく予定で鋭意御審議中です。

「苦情処理・監視専門調査会」は、4月11日、5月11日、2回にわたって既に会合が開かれて

おります。

「女性に対する暴力に関する専門調査会」も、4月20日に第1回の会合を行っております。本日「基本問題専門調査会」がスタートし、5月18日に「影響調査専門調査会」がスタートする予定で、現在のところ5つの専門調査会の設置が決まっておりますが、これで4つがスタートをしたわけでございます。

特に、この「基本問題専門調査会」におきましては、男女共同参画についての基本的な方向づけと申しますか、理念の整理、また、大変国民の関心の深いテーマについて、御議論をしていただきたいと思っておりますので、皆様方大変お忙しいところを引き受けていただきましたが、私ども事務局も全力でお手伝いをさせていただきますので、どうぞ御審議のほどよろしく願いをいたします。

それでは、以降の議事の進行につきましては、会長に指名されております、岩男先生にお願いしたいと思います。

先生、どうぞよろしく願いいたします。

岩男会長 それでは、私、ただいま坂東局長から御説明がございましたように、この度「男女共同参画会議」の議長の官房長官から、この専門調査会の会長をするようにという御指名がございましたので、どうぞ皆様の御協力を得てご期待にこたえていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今日は初会合でございますので、委員の皆様から、お独り大体1分ぐらいで御挨拶をいただきたいと思います。まず最初に私から御挨拶をさせていただきます。

なお、先ほど御説明がございましたように、本調査会の委員の名簿は、資料の4に配布してございますので、御参照いただければと思います。座って御挨拶をさせていただきます。

考えてみますと、はっきりいつのことであったか、日時を思い出すことができないのですけれども、男女共同参画に対する認知度を、かつての総理府の方で調査をなさったことがございました。第1回の調査ときは、もう本当に認知度が低くて、これで一体どうなることかしらと思いましたが、その後基本法もでき、また内閣府の中に、男女共同参画会議が位置づけられ、そしてまた男女共同参画を担当する本部機構が局に昇格をするという、大変大きな動きがいろいろとございまして、男女共同参画という言葉も次第に定着し広まってきたと思うのです。それにしたがって、若干的外れな議論も含めて、バックラッシュ的な言説も、いろいろと出てくるようになってきたように思います。

また、例えば離婚率が増えるというような、必ずしも男女共同参画とは関係がないと私は思うのですけれども、そういった世の中で起こっていることに対する人々の不安とか、あるいはそう

ということに対して危機感をお持ちの方々が原因探しをする、悪者探しをする中で、この男女共同参画が悪者であるというか、そういう原因であるというような議論もないわけではないと思います。

これまで、基本法を作る、あるいは基本計画に向けての答申をするというようなことで、前の審議会では大変忙しく議論を次々としてまいりましたので、ここでは少し落ちついた議論、基本的な問題について落ちついた議論ができればというふうに思っております。また、先ほど御説明がございました、4つのほかの専門調査会ともうまく連携を取りながら、ここがある意味では最も基本的なことを議論する場というふうに認識しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、順番に伊藤委員から、座ったままでお願いをいたします。

伊藤委員 伊藤と申します。私の専門は社会学ですが、20年ほど前から日本では珍しいことに、男性研究をやっています。最近ではジェンダー研究ということで、男性の立場から、男女共同参画の問題を考えたいということで仕事をしてきています。

最近では、国連も含めて男性の巻き込みという課題が、ジェンダー平等を巡る議論の中で出ています。巻き込まれる側の男性として、意見を申し上げたいというふうには思います。

以上です。よろしくお願いたします。

岩男会長 猪口委員、お願いたします。

猪口委員 上智大学の猪口と申します。専門は国際政治です。男女共同参画会議のいい成果が出ていることが評価された場面というのを、ひとつ紹介したいと思います。実はちょうど先週の今日、施政方針演説がありました。仕事をしていてタクシーに飛び乗ったら、ちょうど施政方針演説が終わったころの時間だったのです。そうしたらラジオがついていて、たった今、(施政方針演説が)終わったということで、それについて女性にインタビューしていたのです。どうですか、感想はと。これを聞いた方がいらっしゃるかどうかわからないのですが、そのインタビューされた女性が、私は生まれて初めて施政方針演説を聞いて涙が出たと言っています。何事かと乗り出して、滅多に聞かないラジオのインタビューを聞いてみましたら、どんなところで涙が出たんですかという質問へ返答がありまして、そのインタビューされた女性は、女性のことでは機見ゼロ作戦ということをおっしゃったと、これは施政方針演説なのかとはったということをおっしゃっていたのです。それで、とにかく涙が出たと、これは私はすごいことだと思ったんです。

もう一つの専門委員会でやったことというのは、非常に具体的に目標設定をして、中期目標を設定する。長期目標というのは、ベキ論のようなものになってしまうので、それはそれでさてお

き、中期目標の設定をする。これについて、ある程度明確な指標のようなものを念頭に置く。そして達成度評価がやりやすいような形でこの政策を作成していくというやり方ですと、また施政方針演説にもわかりやすい。坂東局長さんはとても頑張ったのではないかと思ったんです。施政方針演説にあのような具体的な内容を入れるのは、あれだけ短い演説の中ではすごく珍しいことで、かつ具体的な内容として挙げていたのが、一般の町の方はその点だったということは、非常に気を強くしていいことだと思います。また、そういう中期目標を設定していくような手法が正しいということを示しているので、是非基本問題専門調査会でも大きなことを考えるんだけど、議論のための議論に終わらせないように、達成度評価ができるような具体的な目標を作ってやっていく、これは樋口先生がおやりになった手法で、樋口先生が今回メンバーにいらっしゃいますので、是非そういうやり方がいいかなというふうに私は思っています。

あとは、今、伊藤先生がおっしゃったことに関わるんですけども、これからは男性へのケアも少しは重要かなと、少し視野の中に入れたいなと思います。

岩男会長 ありがとうございます。それでは、住田委員、お願いいたします。

住田委員 弁護士の住田でございます。総理府の男女共同参画審議会のときに、この男女共同参画社会基本法の起草小委員会で、古橋委員長の下で法律づくりをお手伝いしてから、ずっとこの審議会、そして今回の会議と、発展の過程に付いてきております。

私自身は、法務検察に17年、組織の中におりまして、その中で法務省でやり残した仕事としては、夫婦別姓の民法改正で、これが残っているのが、非常に残念に思っておりますが、是非これを今後進められるような、どこかでお力になればいいなと思っております。また、この会議では「女性に対する暴力に関する専門調査会」にも入っております、今回も新しく法律ができましたけれども、これに肉付けするという非常に大きな仕事があるのを、ある意味では楽しみにしております。

私自身は社会に出まして、その当時は全然女性に対して門戸が開かれていない、司法試験を受けざるを得なかったという状況でした。志もありましたけれども、しかし行くところがなかったという消極的選択でもあって、こういう仕事に就き、その後どんどん女性が進出してきて、ようやくアリの証人的に私も女性として使われ始めてきたという経験をしております。この中で女性の年齢層では、ちょうど真ん中辺りですので、ドラスティックな変化の中にいることを心の中で非常に喜んでおります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

岩男会長 高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 東京大学で憲法を専門にしております高橋です。憲法が専門ということもありまして、平等という問題については、ある程度は勉強してきております。しかし、それほど専門的に

考えたこともないし、日常生活を顧みて忸怩たる思いがあります。

たまたま数年前、岩波書店の企画で、現代法講座というものの編集を頼まれてやったときに、思いつきの、この時代だから女性の法的な問題を1冊の本にまとめたらどうかということを行いましたら、言い出しっぺでお前がやれと言われたものですから、困り果てて、どうやったらいいかわからないので、専門の方、ほかの女性の方3人をお願いして、一緒に企画をつくってもらったのです。そのときに、お前は全然わかっていないとさんざん批判され、二度とこういう分野には足を踏み入れないと思っていたのですけれども、どういうわけか今回手伝っていただければという話になって、蛮勇を振り起こして、もう一回勉強し直してみようと思ってやってまいりました。よろしく願いいたします。

岩男会長 竹信委員、お願いします。

竹信委員 朝日新聞記者の竹信と申します。私は、経済の分野の担当が長くて、10年近くやった後で、シンガポールの特派員になって、今は企画報道室というところで、オピニオン面の担当をしています。オピニオン面は、最近一新しまして、実は会社が私がこういうところに出てきてもよろしいという気持ちになったのは、草刈り場なので論者を探してこいということで、この間も樋口先生にもお願いしたというような状況なので、心しておかれるようにと、是非お願いしたいと思います。

メディアは非常に遅れていると言いますが、実際に起こっている現象は実はかなりいろんな面が変わってきているにも関わらず、頭の方がなかなか変わらないのは、メディアという情報のパイプが詰まっているからだというふうに感じています。

シンガポールにいたときは、マレーシアも一緒に担当していたのですが、マレーシアに日本が援助をするということで、日本的経営の支援をしよう、ノウハウの移転をしようという企画が92年ぐらいにありました。そのときにマレーシアの女性に聞きましたら、大変結構ですけれども、日本にあるような結婚退職制みたいなものを、日本の経営法と一緒に移転されたら困りますねと、びしっと言われました。そういうところもあって、余り鼻を高くしてもいられないと言うか、むしろ遅れてしまっている部分が最近随分出てきていると思います。

ということなので、実際にまずメディアの問題、情報の問題、「かわいそうな女の人を助ける」DVとか、そういうのを「カワイソ系」と言うらしいんですが、これについては、余りにもひどいじゃないかというので通るんだけれども、夫婦別姓とか女性の経済力という女性が自己主張する話になると、女が「たかビー（高慢の意味）」であると、「たかビー系」と言うらしいんですが、たかビー系の方をもう少しきちんとしないと、物事は解決しないのではないかなという思いがありますので、その辺も中心に、どうしたらそれが実現するのかを考えていけるとい

いなと思っております。

岩男会長 ありがとうございます。寺尾委員、お願いいたします。

寺尾委員 寺尾です。よろしく申し上げます。私は東京大学で英米法を教えます。

昨日、静岡県で男女共同参画社会系の会合がありました。1,000人呼んでいたけれども、1,000人は来なかった、なぜこういう会にみんなもっと来ないのかということをおっしゃっ方がいらっしやいました。もう少し会議を開催する方の方、つまり行政側に、もっと頑張ってくださいという御発言だったんです。そのご指摘に対して、私は、行政に頼んで、行政しっかりしろというのではなくて、もっと下からと言うんでしょうか、そういう部分が、これからの時代大事ではないですかとお話しをしました。例えば、東大でジェンダー系のゼミをやりますと、女子学生の反応は、いまひとつなんです。というか、いまふたつぐらいなんです。例えば昨年、ジェンダーのことをやる女性教官はどういう顔をしているかということに参加したという男子学生が3人来たんです。その中に、今の日本にはもう性差別はないと言い続ける男性がいたんですけれども、それに対して女子学生たちは何も言わないんです。

女子学生はこういう具合なのですけれども、職業人のコースは大分違います。もう既に社会に出ておばさん扱いされ始めた女性たちがいますから、彼女たちはすごく意識が高いんです。ところが、女子学生はそうではないんです。東大の女子学生も最近普通の女の子でして、ごく普通のレベルで、ごく一般的なところを代表しています。つまり町を歩いている人たちにどうやって語り掛けていくかということです。

岩男会長 ありがとうございます。樋口委員、お願いします。

樋口委員 東京家政大学の樋口恵子でございます。厚生労働省設立の、女性と仕事の未来館館長もさせていただいております。それから、ここに関しましては、いち早く立ち上がりました「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」に会議の方から、岩男先生、猪口先生お二人に御参加いただきまして、今、中間報告を4月3日に参画会議の方に御提出したということでございます。

そこに書きました、具体的な目標その他を、本当に局長も大変だったと思うんですけれども、また前総理、それから現総理、本当に御理解がございまして、あんなふうに入れていただくと、本当に思わなかったものですから、今、猪口委員がおっしゃいました、そこにつながりましたでしょうし、それから朝日新聞にばっちり両立ライフの勧めを載せていただきましたし、そもそも仕事と子育て両立支援という言葉で会議が始まったとき、私も地方を回りまして、もう働くなんてわがままだって言われていたのが、両立支援と政府が言ってくれただけでもう涙ぐんだというような声もございまして、是非具体的な数値目標を立てて、本当にここはやるんだということ

是非お願いしたい。

結局は、仕事と子育て両立支援というようなことは、今、お話のように6月に報告書をお出しすれば、この会自身は解散するわけで無為だと思いますので、基本問題専門調査会とか、あるいは影響調査になりますのか、引き続きまして、監視かもしれませんが、基本問題専門調査会もまた関係あると思いますし、是非とも花火に終わらせないで、世の中の風景を変える絵として、この両立支援を定着させてくださいますように、是非この機会にこちらの基本問題専門調査会の先生方にもお願いしておきたいと思うんです。

あと1つだけ、実は今日、地方分権推進委員会というのをやっておりますのが、これも7月2日に解散でございます。今、最後に財源の問題の、ちょうど今、同じ時間に永田町でやっております、ただ今日はこちらが初回だと言うので、御挨拶だけして途中で中座させていただきますけれども、申し訳ございません。それも、地方分権が進むのは、勿論そのことと男女共同参画とは重なり合っているんですけども、町村合併なんかも必然の未来だと思います。勿論、私どもも進めなくてはと思っているんですけども、たまたま町村合併いたしますと、議員の定数が絞られ、それはもういいんですけども、そこで今度は女性の議員さんが、例えば改選前は5人いたのが、ゼロになってしまうなんてケースも出てきているんです。それで、最後の最終報告なり、勧告なりに入れることはちょっと難しいと言われているんですけども、女性は私が委員で、専門専門調査会の委員さんが3人おられますので、4人の委員として、個人的ではあるけれども一応分権委員会で御了承いただいたという形で、これからの分権が男女共同参画にますます資するような方向で、女性の声が消されない方向で、是非ということを今、お出ししようと、それは委員長の御了解もいただきまして、まだ合議はしていませんけれども、お出しすると思いますので、それをお受けくださるところが内閣府であり、男女共同参画会議だし、勿論総務省でもあるし、あるいはこの基本問題部会かと思っておりますので、是非町村合併が女性の声が細くならないような形でと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

岩男会長 古橋委員、お願いします。

古橋委員 名簿にございますように、ソルトサイエンス研究財団に勤務いたしておりますが、これはお塩について、工学、医学あるいは農学とかそういう関係の研究補助金を大学に配っている財団でございます。

ここには昨年就いたんですが、その前は国家公務員共済組合連合会、その前は34年間国家公務員をしておりまして、最後の8年間は行政改革をずっとやっておりました。今回のこの男女共同参画の施策について、私は1991年から10年間タッチしておりまして、先ほど猪口先生が感激され

たというお話をされていましたが、私も過去における男女共同参画局が閣議決定に基づく当初はもう小さい室で、各省庁との意見調整に苦労していたことを考えますと、大変感慨深い思いをいたしております。現在は、もう年を取りましたので、もうやめようと言ったんですが、参画会議になったので最後の御奉公ということでやるということになりました。それから今は苦情処理の監視専門調査会の会長を務めさせていただきまして、これも各省に対して行政改革の経験があり強く言えるからということで御指名があったのではないかと考えておりますので、そのつもりでこれから厳しくやっていきたいと思っておりますところが、せんだって松下副大臣が各省に対しても施策の推進方法について大変強い事を言っていただきましたので、意を強くしているところでございます。

今回の基本問題専門調査会では、12人中8人の方がかつて私が大変御指導いただいた、そして大変楽しくかつ闊達に御議論をしていただいた方々ばかりでございますので、新しく来られました先生方にも、これからいろいろと御指導いただきながら、楽しい議論を進めていきたいと思っております。

私は、ジェンダーの問題について、男は仕事、女は家庭という、ただそういうことだけで今まで議論があって、そしてそういうことがおかしいんだよということを言ってまいりましたけれども、この基本問題専門調査会ではもっとジェンダーについて本質的な議論というものをしないといけないんじゃないかと思えます。

私がいつも困りますのは、男らしさ、女らしさということではなくて、自分らしさだよということ随分言うんですけども、しかし男らしさ、女らしさというものは環境によって違ってくるという議論がありますけれども、それは遺伝子によって決定されるのではないのという議論が非常に出てくるんです。遺伝子というのは、環境によって短期的には変わらないんじゃないか、そこいらのところについてどういうふうに説明し、かつ、そしてまた、お前男なんだろう泣くなという教育はいいんですか悪いんですかということに、どうやって答えていくか、悩んでいるところです。ただ、職業選択とかそういうことについて固定的役割分担意識をもって強制はしてはいけない、指導してはいけないということはわかります。しかし自分個人が選択して男らしさ、女らしさを持つということは当然あっていいんだけど、そのときに個人としてまだそういうことを選択できない子どもの段階における、お前は男なんだろうということがいいか悪いかということについての考え方をどうするんだと聞かれたときにどう答えるかということ。まだ人格形成されてないときに、そのときにいやお前は仕事の選択については自分らしさを認めてやっていくんだよと、お前の長所はこうなんだから、こういう方に進んだらいいよという指導をするのはいいんですけれども、今申し上げたところがよくわからずいつももやもやしております、こ

れらのところをひとつ伊藤先生も来られたんで、一回議論をさせていただきたいと思います。

2番目は、基本法もできて、基本計画もできて、具体的な施策を推進してくると、先ほども会長が言われましたように、大変な反発がいろいろ出てくる。したがって、この反発の中で選択的夫婦別氏制の問題にしても、家という制度は廃止されたにも関わらず、その家というものをまだ温存したいような人たち、あるいは家ではなくて家族というものの崩壊を、この男女共同参画のせいにする、そういう問題についてどう対処していくのかを考えていかなければいけないと思います。

そして、夫婦同氏制というものは、男は仕事、女は家庭というものと同じであるということをもう少しはっきりと言うということ、それから選択制ということ、多様性ということを大切にするんだよというようなことを、もっともっと私どもが議論していかななくてはいけないのではないかと、この基本問題専門調査会で各先生方の御議論をひとつお願いいたしたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

岩男会長 松田委員、お願いいたします。

松田委員 私は、一番恐らくなじみが浅いと思うので、若干この問題との関わりをお話しさせていただきますが、2年前まで横浜国立大学にいたため、もっぱら神奈川県で仕事をしておりまして、ほとんど東京に来ることはありませんでしたが、振り返ってみるとアメリカ留学帰国直後に、40年近く前ですが、深尾須磨子先生のおたくで田中澄子さんとか、赤松さんとか、そこにおられる樋口さんとかいう猛者にむしられまして、日本はこういうもんだらうというふうには、それ以来ずっと思い続けておりますが、その後20年ほど前に、労働省の男女平等専門家会議の委員会、それから最近ではセクシャルハラスメント指針づくりをさせていただきましたが、それ以外はもうほとんどローカルで、言わば家庭の中でこの問題の実践に務めておりますので、これからこういう大きな場所で、私の非常に矮小な、かつ乏しい知見がどれほど皆さん方のお役に立てるか大変疑問であります。

ただ、私はアメリカ生活が長かったせいもありますが、どうも本質的に女性の方が男性より、特に日本人の場合にはすぐれているのではないかと、もうほとんど変わらない信念になっております。よく引用されることですが、職業に必要な22の素質のうち2つだけが男性がすぐれて、6つは女性がすぐれている、あとが男女ほとんど同じである、それが7歳時点での分析ではそうなるのが、だんだん年を取ってくると変わってくるというのは、先ほどちょっとお話がありましたように、やはりそういうものを変われないで、そのまますすくと伸ばさせることができる、何か方策があるではないか。

遅れましたが、私の専門は労働法でございますので、もっぱら雇用における男女平等、機会均

等という観点からの話を進めてまいりましたが、ここではもう一步進んだ、国全体がポジティブ・アクションをいよいよ始めたのかなという期待と、その不安を持って出席させていただいております。

岩男会長 ありがとうございます。それでは、八代委員、お願いします。

八代委員 日本経済研究センターの八代と申します。私は今年の3月まで猪口先生と同じ上智大学の国際関係研究所で教えておりましたが、この男女共同参画との関わり合いと言いますのは、私は経済学の専攻ですが、大学で博士号を取りましたときに、「差別の経済学」というのをテーマにいたしまして、そのとき以来の関心テーマを持っております。なぜ差別というものが起こるんだらうか、これは差別を受けている人から見ると、どうでもいいことでありますけれども、政策として考えるというときには、なぜ人は差別をするのか、やや極端なことを言いますと、なぜ差別をせざるを得ないのかが問題になります。これはやや社会学の人とは違うアプローチかと思いますが、そういう制度の問題に関心を持っておりまして、逆に言えば制度を変えることによって、男女あるいは人種、年齢に関わらず、能力と意欲を持った人たちが、その能力を遺憾なく発揮できるようなシステムにしていく、それが構造改革であり、経済の活性化であるということです。まさに小泉新政権の下でこの男女共同参画社会というのが、構造改革の一環として、ある意味で日本経済の活性化につながるような提案を出していただくということが大事ではないかと思っております。

あとで議論がなされると思っておりますが、選択的夫婦別氏制問題については、私は規制緩和の一つとして考えております。これについては、また御異論もあるかと思っておりますが、これは本来、構造問題のひとつの足掛かりに過ぎず、こんな問題すら解決できなかつたら、より大きな構造改革問題は何一つ解決できないではないか、そのまず第一歩として位置づけていただければと思っております。

以上です。

岩男会長 ありがとうございます。それでは、最後になりましたが、山口委員、お願いします。

山口委員 私は、本職の方は女性参政権行使の普及、教育、そういった分野をやっておりますが、特に今、地方議会の女性議員の育成に力を入れています。なぜならば、女性議員は参議院が17.1%、衆議院は7.5%、そして昨年12月末で、地方議会はやっと6.4%になったんです。要するに、日本の女性の政治参画度というのは、極めて逆ピラミッド型で、一番身近な自治、住民参画度が弱いということです。地域には大変優秀な女性がいっぱいおりまして、この人たちが動かない限り男女共同参画はないというふうに考えて、力を入れています。

先ほど、猪口先生が、小泉新総理の所信表明をおっしゃっていましたが、実は私は1975年に婦

人問題企画推進本部ができて、担当室ができたときに、これはもう1年だけで終わられたら、やっと憲法の中身を男女平等にするとときに困るということで、推進体制に関しては75年以来毎年申し上げてきました。そして、この女性問題、男女平等問題が施政方針演説に入って、初めて大きな政治課題となるということで注目をしておりました。記憶としましては、今日福田官房長官がいらっしゃらなくて残念なんです、福田総理のときに初めて施政方針に上がったんです。そして今度小泉さんが所信されたときに、私、字数を数えてみたんですが、299文字おっしゃっていて、ちょっと句読点はあれですが、ああ、ちゃんとおっしゃっておられるなど、多大なる決意をされておられるなというふうに思いました。

そのような状態です。そして、私は地方の女性団体へ講演に行きます。今、どういう状況か言うと、基本法に関しては大変関心があって勉強しております。そして各地のプランの見直しがあります。ただ、まだ基本計画というのが、いまいちイメージとして上がってきていないということです。

片や、この参画会議が、今までの審議会と違って、どういう役割を果たすのか、要するに先ほどからお話出ているように、実効を挙げるということに多大な期待があると思います。

私は、国際婦人年連絡会という全国組織の女性団体の事務局長をしておりますが、国連の関係から言いますと、とにかく国際会議だとか、女性に関するものが非常に多いです。特に、アジアの人たちは頻繁にそれを開いています。女性団体は財政力は弱いので全部参加できません。アジアの人たちが日本の女性をどう見ているか、私たちは基本法ができたから、国連が何か言ってこようが、基本的には日本独自でいろいろな国内政策を進めることができますが、やはり大きくは世界、それからアジア諸国との連携というのが非常に大事でございまして、この中でも女性の社会進出が遅れているということは、日本は一体何を犠牲にして発達したのかという評価にもなりますので、私は是非とも国際情報を収集し、できるだけ女性の代表を出席させるという中で、内外の整合性の中で男女共同参画を進めていかなければならないというふうに感じております。

よろしく申し上げます。

岩男会長 ありがとうございます。ただいまの各委員の御発言を伺っていて、もうこれから非常に実り多い議論が行われること間違いないと、大変心強く思っております。

それでは、本日の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。今「2 委員あいさつ」というところが終わったわけでございまして「3 運営規則について」を取り上げたいと思っております。まず、この運営規則につきまして、事務局の方で案を用意されておりますので、その御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、本調査会の運営規則について御説明申し上げます。事務局を担当しており

まず大塚と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の「資料5」をお開きいただきたいと思います。この運営規則につきましては、先ほど局長からも紹介いたしました「資料2」の「男女共同参画議令」におきまして、この政令に定めるもののほか、議事の手続、その他会議の運営に関して必要な事項は、議長が会に諮って定めるという形になってございまして、この規定によって運営規則をお示しする次第でございます。

以下、条文の順番に沿って、順次御説明を申し上げます。

まず「第1条」でございますが「調査会の運営」といたしまして、法令や男女共同参画会議運営規則に定める以外のこの調査会の運営に関しては、この規定に基づいて行うということを規定しているものでございます。

「第2条」におきましては、調査会は会長が招集すること。

「第3条」では、調査会に欠席をする場合には、代理出席や他の専門委員の方の議決代行権の行使の委任はできないこと。ただし、意見があれば書面より提出をすること。

「第4条」では「議事」といたしまして、調査会は会長が出席し、かつ委員の過半数が出席しなければ開くことはできないこと。

「第5条」は、議事要旨を速やかに作成して、公表することを定めております。

「第6条」が議事録でございまして、会長は当該調査会の議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表するという事としております。

「第7条」は「会長代理」の規定でございます。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するとしております。

最後に「第8条」でございますが「雑則」といたしまして、この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は会長が定めるとしております。

以上が内容でございます。

なお、先ほど「資料3」で、他の専門調査会も含めた全体の状況を御紹介いたしました。このうち、既に発足、スタートしております、3つの専門調査会、仕事と子育て、苦情処理・監視、女性に対する暴力、この3つの調査会はいずれもこの本案の内容と同じ運営規則となっております。

以上でございます。

岩男会長 ありがとうございます。ただいま御説明のございました、この運営規則はこれでもよろしゅうございますでしょうか、何か御意見がございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

岩男会長 よろしいですか。それでは、このように決めさせていただきます。ありがとうございました。

この運営規則の「第7条」に、会長代理を私の方から指名をさせていただくということが規定されておりますので、会長代理としては大変お忙しいと思いますけれども、八代委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

八代委員 よろしく願いいたします。

岩男会長 それでは、続きまして「4 男女共同参画実現に向けてのこれまでの取組」という議題につきまして、内閣府の方から御説明をお願いしたいと思います。

事務局 推進課長の村上でございます。座って御説明させていただきます。

説明の資料といたしましては、本日の配布資料の7に、国連の動きと日本の動きを対比して書いた表がございますので、これを御参照ください。それから、お手元に青いドッチファイルをお配りいたしておりまして、これは次回以降の会合にも随時御参照いただくためのものとして、綴じさせていただいた資料を別に置かせていただいておりますが、その中の「資料1」と「資料2」に男女共同参画基本計画の冊子とパンフレット、それから同じく「資料3」に男女共同参画社会基本法の全文がございます。

以上、4点の資料を基に、順次御説明をいたします。

御説明の内容としましては、1点目として男女共同参画社会の実現に向けての、これまでの国の内外における取り組みの大きな流れについてでございます。

次に、一昨年、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布、施行されましたが、この基本法の基本的な考え方、概要について御紹介し、3番目に昨年末に策定されました、男女共同参画基本計画の概要を御説明いたします。

それでは、まずこれまでの国内外の動きについてでございますが、ドッチファイルの「資料1」男女共同参画基本計画の白表紙の冊子の1ページをお開きいただきたいと思います。1ページの下から2ページ目に掛けまして、「男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組」という項目がございます。また、先ほど申しました、配布資料7の「国際婦人年以降の国内外の動き」と題して、対比した表がございますので、その表も併せてごらんいただければと思います。

我が国では、戦後日本国憲法において、個人の尊重や法の下での平等が謳われましたが、なお一層の努力が必要とされてまいりました。国際的には、国連が提唱しました、昭和50年、1975年の国際婦人年に「国際婦人年世界会議」が開催され「世界行動計画」が採択されました。更に、この年に続く10年を「国連婦人の十年」と宣言しまして、平等、開発、平和を目標に掲げて、本格的な取り組みが始まりました。この間に、2度にわたる世界会議が開催され「女子差別撤廃条

約」も採択されております。

一方、我が国におきましても、世界的な動きと連動する形で、昭和50年に「婦人問題企画推進本部」が設置されるなど、政府内の体制が整備され、昭和52年には我が国の10年間の関係施策の基本的方向を示す「国内行動計画」が策定されております。そして「国連婦人の十年」の最終年である昭和60年には「男女雇用機会均等法」の公布、「女子差別撤廃条約」の批准もなされております。

その以降、国際的にはほぼ5年に1度国際会議が開催され、各国の取り組み状況を確認するとともに、新たな行動目標等が掲げられました。

また、国内におきましても、行動計画が策定され、個別分野の取り組みも進められております。

そして「資料7」の2枚目になりますが、平成6年には全大臣で構成される「男女共同参画推進本部」が設置され、また「男女共同参画審議会」が発足し、男女共同参画社会の形成の促進に向けて審議が開始されました。その成果は、平成8年に「男女共同参画ビジョン」として答申され、それを受けて政府は「男女共同参画2000年プラン」という行動計画を決定いたしました。このプランを引き継ぐ形で、昨年末に策定されましたのが、後ほど御説明いたします「男女共同参画基本計画」です。そのビジョンとプランにつきましては、合本となったものが、先ほどの青いドッチファイルの中に「資料5」として入れてございます。

このように政府は、国際動向を踏まえる形で、類似にわたる行動計画等に基づきまして、様々な施策の推進に取り組んでまいりましたが、その間各界の方々から一層の取り組みを図っていく上での、法的な支えになるものが必要であるという意見が多くございました。このため、政府内での検討を経て「男女共同参画社会基本法案」が国会に提出され、平成11年の6月23日に公布、施行されました。この法律につきましては、ドッチファイルの中の「資料3」に全文がございます。

以下、その概要について御説明いたします。

この法律の趣旨、目的は、前文と第1条で謳われております。すなわち、我が国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けて、様々な取り組みが国際社会における動きとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされていること、また少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている旨を指摘し、こうした状況に鑑み、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する、最重要課題と位置づけて、社会のあらゆる分野における施策の推進の重要性を謳っております。

第2条に定義がございます。男女共同参画社会の形成と、積極的改善措置という本法における重要な概念についての定義規定を設けております。

まず、第1号におきまして、男女共同参画社会の形成とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっと男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することとしております。

また、第2号で積極的改善措置として、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会に係る、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを言うとしております。

次に、第3条から第7条にかけてですが、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念、すなわち男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を規定いたしております。

第3条の男女の人権の尊重につきましては、男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行わなければならないことが明記されております。

第4条の社会における制度又は慣行についての配慮につきましては、社会制度、慣行の中には、例えば「男は仕事、女は家庭」といった、性別による役割分担などを反映して、結果として女性の就労などの活動の選択をしにくくするような影響を及ぼし、男女共同参画社会の形成を阻害する方向に働く場合があることから、そうした制度や慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を、できる限り中立なものにするように配慮されなければならないことが明記されております。

第5条におきましては、政策等の立案及び決定への共同参画が掲げられております。男女が社会の対等な構成員として、政策あるいは方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基盤を成すものであることから、基本理念の1つとして明記されております。

第6条におきましては、家庭生活における活動と他の活動の両立が規定されております。男女がともに社会に参画していくためには、相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と仕事や地域における活動などとの両立を図ることができるようになることが重要であるとの考え方に立ったものです。

第7条では、国際的協調を掲げております。我が国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取り組みと連動していることから、国際的協調の下に行わなければならないことを明記しております。

第8条以降におきましては、国、地方公共団体、国民の責務や年次報告、男女共同参画基本計画の策定、苦情の処理等について規定をしております。詳しい説明は省略いたしますが、第13条においては、政府は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画基本計画を定めなければならないことを規定しております。

次に、この男女共同参画基本計画の策定の経緯及びその概要について御説明いたします。時間の関係でドッチファイルの中の「資料2」のパンフレットで、計画の全体像を説明させていただきますが、先ほど御紹介いたしました「男女共同参画2000年プラン」は、文字通り2000年度末までを念頭に置いたものであったために、基本法の公布、施行を受けて、直ちに同法に基づく基本計画の策定準備に取り掛かる必要がありました。法律施行の約2か月後、男女共同参画審議会に対し諮問がなされ、審議会での審議、その結果である2つの答申や、更には昨年6月に国連特別総会として開催された「女性2000年会議」の成果等を踏まえて、昨年の12月12日に閣議決定されたのがこの基本計画でございます。

次に計画の構成について御説明します。パンフレットの2ページ目の上段をごらんください。この計画は、3部構成になっております。

第1部は、基本的考え方で、基本法制定までの経緯や計画の基本的考え方と構成について記述しております。

第2部、施策の基本的方向と具体的施策で、11の重点目標を掲げて、それぞれについて今後10年の施策の基本的な方法と、5年後を念頭に置きまして平成17年度末までに実施する具体的施策について記述しております。

第3部は、計画の推進で、多岐にわたる取り組みを推進していく上で基盤となる推進体制の整備、強化のための方策を記述しております。

内閣府からの説明は以上でございます。

岩男会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、何か御質問、御意見がございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

岩男会長 それでは、また後ほど御質問いただく時間があると思いますので、御質問ございましたらそのときに御一緒をお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして議題の5です「基本問題専門調査会の今後の検討事項及び検討スケジュールについて」これにつきまして、内閣府の方から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、本専門調査会における検討項目及び今後の検討のスケジュールについて事務局の案を御説明いたします。

本日の配付資料の8と9をごらんくださいませ。8に「基本問題専門調査会・検討項目(案)」とお示しいたしております。この専門調査会の役割としましては、先ほど男女共同参画局長からも御説明いたしました、大きく2つあると考えております。

すなわち1つには、男女共同参画社会の形成を図っていく上での、基本的な考え方に関するものについて御検討いただくものであります。

また2つ目としましては、こうした基本的考え方と関わりが深い、個別の課題でありまして、国民的な関心の高いものについて御検討いただくものでございます。現時点で想定しております検討項目が「資料8」です。

それから、当面の検討スケジュールを「資料9」にそれぞれお示しいたしております。運営の基本方針でございますが、本調査会の性格といたしましては、短期間のうちに調査会としての御提言をまとめていただくというよりは、むしろ幅広い視点からの御意見をいただくことに重点を置いていただきたいと考えております。

特に基本的な考え方に関わるものにつきましては、最終的には現在の基本計画を見直す際の、基本的な視点に関する部分の検討に反映されるような形で、議論を深めていただければという気持ちでございます。

では、当面の検討の節目はないのかという点につきましては、男女共同参画会議の本会議に議員の任期が、本年1月からの2年間となっておりますので、本専門調査会における検討も、本会議議員の任期を念頭に置きまして、平成14年末を区切りの時期としてお考えいただくのがよろしいのではないかと考えております。

また、その間において一度検討の状況を整理した上で、中間的な報告を本会議に対して行っていただくのがよろしいのではないかと考えておりまして、そのタイミングとしては、今年度末、平成14年3月辺りでどうかというふうに考えております。

そして平成15年度以降は、それまでの成果を引き継いで更に検討を深めていただき、先ほど申し上げましたように、現行の基本計画の見直し作業に議論を収斂させていただくようなイメージを描いております。

ただし、いずれも注目度の高い問題でありますので、今後、参画会議として何らかの見解が求められるようになった場合には、とりあえずその時点で必要な議論を整理して、公表するというところもあろうかと考えます。

では、現時点で想定されます検討項目について御説明いたします。「資料8」をごらんください。

まずは、男女共同参画社会の形成を図っていく上での、基本的な考え方に関わるものでござい

ます。ここでは、4つの項目を挙げております。

1点目は「男女共同参画と男女平等概念」ということで、男女共同参画と男女平等の概念とを、どう考えればよいのかという点につきまして、改めてこの場で御議論をいただきたいというものでございます。改めてと申し上げましたのは、先ほども御説明いたしましたような、これまでの一連の流れの中で、例えば「男女共同参画ビジョン」や「男女共同参画2000年プラン」の策定過程、それから「男女共同参画基本法」の制定過程などにおきまして、当然こうした問題は相当の議論がなされてきたわけでございます。その結果として、今日我々が寄って立っている基盤があるわけでございますが、もう一方で改めて振り返ってみました場合に、必ずしも体系的な整理が十分になされているとは言えませんが、それが個別具体の施策を検討していく上で、隘路になるという恐れもございます。

そうした状況を踏まえまして、ここで男女共同参画社会の形成を促進していく上で基盤となります、男女平等の概念につきまして、日本国憲法における考え方などを踏まえて、改めて整理をお願いするものでございます。

具体的な検討のポイントといたしましては、我が国の法体系における考え方とも言うべきものでありまして、日本国憲法における男女平等の概念の確認及びそうした基本的な概念と、男女共同参画社会基本法に基づく積極的改善措置との関係をどう考えるべきか、勿論、男女共同参画社会基本法には積極的改善措置は、先ほど申しましたようにきちんと定義されておるわけですが、具体的な措置を講ずるに当たりまして、どこまでが憲法上許されるのかといったようなことが、今後詰めておくというか、議論を深めておくという必要があるのではないかと考えてございます。

また、もう一点としましては、諸外国の法体系における考え方でありまして、主要国における男女平等概念はどのようなものか、またポジティブ・アクション、あるいはアファーマティブ・アクションと呼ばれているような措置にはどのようなものがあり、そうした措置と平等概念とはいかなる整理となっているのかについて、判例もいろいろ、違憲判例も出たりしているわけでございます。そうした措置と平等概念とはいかなる整理となっているのかというようなことを確認していただくとともに、翻って我が国における概念整理の参考としていただくものでございます。

検討項目の2番目は「経済の構造変化と男女共同参画」という点についてでございます。先ほど御紹介しました備え付け資料の中に、資料4として昨年9月に男女共同参画審議会から出されました、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 - 21世紀の最重要課題 - 」という答申を入れておりますが、この答申を取りまとめでいただく過程において、かなりの御議論

が交わされたうちの1つがこの項目でございます。

すなわち、経済成長の長期的な減速、労働者の平均年齢の高まり、グローバル化の進展と言ったような国の内外における経済環境の変化や、産業構造の変化により、これまでの高度経済成長期に対応してきたさまざまな制度、慣行の見直しの必要性が叫ばれている中で、男女共同参画という視点に立った場合、いかなる基本認識に則って必要な施策を講じていくべきかという点について、委員の皆様方の御意見をちょうだいするものでございます。

雇用の流動化というものが指摘されておりますが、こうした変化への対応として、例えば非正規雇用者や専門職の位置づけなど、いかなる方向で処遇や労働条件を考えていくべきか、またグローバル化が進み、国際的な競争が激しくなる中にありまして、男女共同参画の視点から規制の在り方や、いわゆるセーフティネットの在り方についてどう考えるべきか、こうした点を中心に御議論をいただければと考えております。

検討項目の3番目は「男女共同参画達成のための指標」についてでございます。男女共同参画の進展度、達成度を示すものとしたしましては、GEM、ジェンダー・エンパワーメント指数といった国際標準とも呼ぶべきものが既にあるわけでございますが、我が国における男女共同参画の進展の速度を、より高めていくという観点から、例えば我が国内の地域別に達成度を図り、比較できるような指標としてどのようなものが考えられるか、またこのほかに、男女共同参画社会の形成の促進の観点から、有効な指標が考えられるかといったような点を中心に、御検討いただきたいと考えているものでございます。

検討項目の4点目、いわゆる基本的な考え方に関するものとして想定しているものの、最後の項目ですが「男女共同参画と家族のあり方」についてでございます。家族形態やライフスタイルの多様化が言われる中で、男女共同参画の視点から家族のあり方や家族と個人との関係をどのように考えていくかという点につきましては、男女共同参画はこれまでの家族像や、平均的なライフスタイルをただ否定するものではないかというような論調も一部で見受けられます。こうした考え方に一々反論をしていくという必要は必ずしもないのではないかとはい思いますが、家族の問題は個人の生き方の根幹に関わる、非常に重要な問題でもございますので、この専門調査会の場で議論を深めていただきたいというふうに考えております。

検討項目の5番目に掲げておりますのは「選択的夫婦別氏制」についてでございます。冒頭に申し上げましたように、この専門調査会におきましては、男女共同参画の形成を図っていく上での基本的な事項及びこうした事項と関わりが深い個別課題でありまして、国民的関心の高い事項について御議論をお願いしたいと考えているものですが、現時点で事務局において個別課題に関するものとして想定しておりますのが、この選択的夫婦別氏制の問題でございます。

この問題につきましては、これまでも法務省を中心に相当の検討が行われてきております。平成8年には、法制審議会が婚姻制度等に関する民法改正要綱案を答申され、またこの年には家族法制の在り方についての世論調査も実施されました。しかしながら、その後は成案を得るに至らずに、今日に至っているわけでございます。

このような経緯を経ておりますので、家族法制における夫婦の姓への考え方といった、法制的な観点からの議論はほとんど出し尽くされているのではないかとことも言われておりますが、一方で夫婦別氏制が導入されてないことから生じております、実生活上の不利益や不都合といった点につきましては、必ずしも体系的に整理されてないのではないかと考えておまして、こうした実生活上の問題点に焦点を当てるといような形で、この問題を検討していただくことをお願いするものでございます。

次に検討のスケジュール「資料9」をごらんいただければと思います。ただいま御紹介いたしました項目につきまして、今後どのようなスケジュールで検討していただくかについて御説明を申し上げます。

「資料9」にお示ししましたのは、とりあえず今年末、来年の3月までを念頭に置いたスケジュールです。先ほど申しましたように、当面の検討の区切りとしましては、平成14年の年末を想定しておりますが、その間に一度中間的な整理をして、本会議に御報告をいただくという考えに立ちまして、とりあえず今年度末までのスケジュールをお示ししております。

本日の第1回会合から第7回までを想定しておまして、開催の頻度といたしましては、おおむね3か月に2回程度と考えております。次回以降につきましては「資料8」で御説明しました各事項を2回程度にわたって御議論いただくというような形を取っておりまして、本年度は「資料8」で申し上げますと、1つ目と2つ目と5つ目のテーマにつきまして、これまでの経緯や論点を整理しましたものを、事務局で用意させていただきます。それをたたき台としまして、御議論を深めていただければというふうに考えております。

ただし「資料9」の標題の下に注書きをしておりますけれども、テーマによりましては本専門調査会の委員の方や、外部の専門家の方から御意見を伺った方がよいものもあらうかと思われま。そうしたものについては、会合ごとの各検討項目の末尾にしるしを付けさせていただいております。

以下、順を追って御説明いたしますと、第1回会合は本日で5月14日の分になりますが、これまでの男女共同参画社会の形成に向けての経緯の御説明や、今後の本調査会の進め方についての御相談をさせていただきます。

第2回目の会合につきまして、6月29日に決めさせていただいておりますが、次回と次々回は、

男女共同参画と男女平等、それから選択的夫婦別氏制について御議論いただきたいと考えております。

なぜこの2項目が最初に来るかということですが、男女平等概念との関係につきましては、男女共同参画社会の形成を図っていく上での、最も根幹的な問題であり、したがって優先度としまして、これをまず掲げさせていただいた次第であります。

夫婦別氏の問題につきましては、家族法制についての世論調査が今年度予定されておるわけございまして、平成8年以来5年ぶりに行われるなど、この問題への取り組みの動きが出てきておりますので、この時期に是非検討をお願いしたいと考えるものでございます。

男女平等概念に関するものは、第2回会合で我が国における概念を中心に御議論いただき、第3回会合で前回の御議論の確認と併せ、諸外国の概念につきましても議題とさせていただきたいと考えております。

夫婦別氏の問題につきましては、第2回での検討結果を整理し、更に第3回において御議論をお願いしたいと考えております。

その後、今年中にあと2回ほど開催できればと考えておりまして、そこでは経済構造の変化と男女共同参画を検討テーマとさせていただきたいと考えております。

なお、この第4回と第5回につきましては、テーマはこの一点だけで、後半は自由討議とさせていただきますいております。それぞれ前回までの検討結果を踏まえ、更に御意見があれば御発言いただければと思っておりますし、場合によりましてはその時点で新たに御検討をお願いしたい事項が出てくれば、そのための枠としてお考えいただくということもあろうかと思っております。

そして、年明けに2回程度の会合を予定しておりますが、ここでは年内に行った御議論を一通り整理していただき、年度末を目途に本専門調査会における検討状況を、一度参画会議の本会議に御報告いただくようなイメージで書いているものでございます。

先ほど申し上げましたように、本会議の議員の任期が平成15年1月半ばまでとなりますので、平成14年の年末にはその時点で専門調査会の御議論を締めて、本会議に検討の結果を御報告いただくことになろうかと思っておりますが、その間の中間的な節目として今年度末を目途に論点を整理していただくというようなイメージでいかがかと考えております。

その上で、来年の4月からは「資料8」にお示ししました項目の中で残された課題、あるいは今後新たに生じる課題について御議論をいただき、12月までに検討の状況を整理して、平成15年以降の検討につなげていただければと考えております。

以上「資料8」と「資料9」の御説明をさせていただきました。

岩男会長 ありがとうございます。ただいま御説明をいただきましたことは、この専門調査

会で、何を取り上げて検討していくかという、非常に重要な問題だと思いますので、御自由に御発言をいただきたいと思います。

また、この専門調査会の進め方につきましては、何か御意見がございましたら、併せて御発言をいただければというふうに思っております。

八代委員、お願いいたします。

八代委員 この基本問題専門調査会で検討する事項というのは、今、会長もおっしゃいましたように非常に重要なテーマであって、ここに言われたことについては私は異議はございません。

ただ、残念なのは個別課題というのが重要で、それが選択的夫婦別氏制だけというのは非常に残念であって、先ほど事務局の方が言われたみたいに、この問題についての議論はもう出尽くしているわけです。かつ野党と与党との意見の違いもそんなになくて、問題は与党の一部に反対勢力がいるだけの政治問題でありますから、小泉新総理に決断していただければ済む問題であるわけです。ですから、勿論それについて一回議論するということは大事なことでありますが、それだけで終わるといような形で各省を安心させてはいけないわけでありまして。これと並んで重要な問題というのは、税、特に社会保険における個人単位の問題ということです。これは、年金についてはよく議論されておりますが、全く同じ問題が医療保険、介護保険にもあるわけですし、むしろ社会保障全体として考えるべきことであります。

しかし、厚生労働省の審議会のメンバーの御意見を考えると、到底これが進捗するとは思えませんので、是非この男女共同参画審議会で男女共同参画の観点から強い提言する必要があるかと思えます。

2番目に挙げられた雇用問題というのも、実はこの社会保障と非常に絡んでおりまして、例えば、現在は非正規労働者が社会保険、雇用保険の対象から基本的に外されている。今の社会保険、雇用保険は基本的に正規労働者のためのものでありまして、最も弱い立場にあるパートとか派遣労働者が実は対象となっていないケースが多いということで、非常に密接に関わっている。

3番目に、労働問題というのは、基本は労使合意で決まるものであるにもかかわらず、それに対して細かい規制が多いということが問題で、それは見直さなければいけないんですが、それに対して社会保険制度というのは政府が変えようとするれば変えられる問題であって、これが極めて直接的な影響を持っていると思えます。

こういうような問題は、やはり避けて通ることはできないので、是非この社会保険における個人単位の問題を取り上げたらいかかと思えます。

岩男会長 猪口委員。

猪口委員 今の八代先生の御意見を全面的にサポートしたいと思うんです。私も今それを申し

上げようと思っていたところ、非常に巧みに御指摘いただきました。この5番のところ、個別問題に関するところが一番注目されるところですので、是非ここで具体的な制度改正ができるというところに、一定のタイムフレームワークの中で、時間枠の中でもっていただきたいということがまず1つです。

それについては八代先生がおっしゃったので繰り返しませんけれども、その2つぐらいを掲げると、とりあえず大きな問題に取り組んだという感じになりますので、別姓とそれから税制、社会保険の個人単位制、これは男女のことだけではなくて、パートの方とかいろいろな立場の方に、あるいは海外にボランティアに行くとか、いろんな今後の多様な生き方に関わることで、ジェンダーの分野から、人間一人一人のこれからの日本社会におけます生活に深く関わることのよい改革が出てきたという感じになるのはとてもいいことです。

もう一つ、2番目に申し上げたいのは、まず広く社会から、どういう問題が、例えば、苦情処理の中では処理ができないか、つまり制度改正が重要なのかということを知るべきではないかと思うんです。私たちの考えが及ばないところで、何かボトルネックがあるかもしれない、そういうことを受け入れながら、少なくとも検討しながら進めなければいけないと思うので、最近オープンソースムーブメントとリナックスにちなんで言うわけなんですけれども、一部政府の中でもそういう動きを取っておられるということを経済新聞で今朝読んだばかりなんです、そういうオープンソースムーブメントを、この男女共同参画会議の基本問題の専門委員でやって、広く社会からテーマを募るべきじゃないかと思えます。これは同時並行的におやりいただいて、落とすなら落とすで自分たちで議論して、これは時期尚早だからとか、ちょっとどうだからという議論をする。自分たちの情報のために、やはり広く社会から一体何がボトルネックになっているのかということを考える、情報を得るといことです。もう一つは、本会議から何か諮問をしてもいいのかなと思うんです。本会議の中で出てきた、この問題はちゃんと解決しなければいけない、だれかが発言したことはやはり基本問題専門委員会を受けていただくと、具体的な解決が実現できるのではないかという感じがしますので、そういうふうにやっていただきたいと思うんです。そういう意味で、全般的にブルドーザー方式と言いますか、問題をがんがん解決していくというやり方の方式を取っていただきたいと思えます。

3番目は、これは以前の審議会の最後のところでも少し執着して申し上げたことなんです、この3番の「指標」のところ、世界の側でちょっと思いつかないような、すさまじいマイナスの実態が日本の場合にあることがあります。例えば、同じ職場で女子のみに強要される制服というのが残っている場合があります。こういうのを根絶するというのが、何か指標の中に入れてもいいのではないかと、あるいはこれ制度改正と言っても何の制度もないんですけれども、労働組合

も含めて非常に女性にそういう差別的な慣行を残しているということを早く対処していただきたいと思うんです。

職場によって男女共に、例えばお巡りさんだとか医療関係者とか、制服が必要なところはありませんけれども、女性だけに必要な事務職の現場というのは、どういう身分差別をしているんだろうという感じがしますので、そういうものを、1年以内に女子制服ゼロ作戦のようなものを取り入れるなりしてやっていただきたい。

もう一つは、可視性ということを以前申し上げたんですが、これは新聞のことにとても関わるので、竹信さんもいらっしゃいますので、お願いしたいんですけれども、要するに、女性の活躍が見えないんです。あるいは世の中をつくっていく半分以上が女性だということが、日本のテレビや新聞及び一般の活躍をすることを見ていく場合に見えない。もっとヴィジビリティを持たなければだめだと思うんです。

例えば、この間の施政方針演説について討論会をやると全員男性で議論するわけです。21世紀の日本社会はどうなるべきですかと、全員男性論者でやったりする。現にこういうことが、重要なことを論じるのは男の人なんだなということ、小学生の女の子に植え付けいくというのが、可視性が弱過ぎる問題となっていると思うんです。だから、こういうことを一体どこで取り上げることができるんだろうということがわからないんですけれども、何番の項目にこういうことが入ってくるんだろうと思うんですけれども、広い意味で啓発かもしれませんが、啓発よりももうちょっと強いブルドーザー的な処方、こういうことを改善するということをお願いしたいと思います。

以上です。

岩男会長 ありがとうございます。ちょっとその前に申し上げたいんですけれども、官房長官が12時10分ぐらいに国会の方からこちらにお見えくださるそうですので、お見えになります前にカメラが入りますので、ちょっと中断をさせていただくというようなことがございます。あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それから、先ほどの八代委員が取り上げられた個人単位化の問題で、猪口先生がセコンドをされたことですが、社会保障の有識者会議にも苦勞して個人単位化をやっと入れていただきましたので、是非この問題を取り上げてフォローをしていただきたいと、大変強く思っております。

お待たせしました。住田委員、お願いします。

住田委員 その話に関連いたしますが、私自身も現在厚生労働省の女性と年金、その個人単位化、それから専業主婦の第3号被保険者の問題についての検討会の委員として、是非申し上げたいと思っております。

内閣のこの会議と言いますのは、内閣府という一番高い権威の中でもまた最重要課題の1つの会議だと思っておりますので、非常に高位にあるというふうに思っております。高いというだけではなく、各省庁の縦割り組織の弊害を打破するための連携をつける。そういう意味での会議でもあると思っておりますので、実は私は厚生労働省の八代委員が座長でいらっしゃいます、別のライフスタイルに関する副大臣の懇談会等の委員もしておりますけれども、どこでも同じような問題を実を言いますと取り上げております。しかし、その主催しておられる省庁の色彩は濃厚に出ています。

例えば、年金問題で言いますと、厚生労働省の60年改正で3号制度をつくられた方が委員の一人におられまして、何をおっしゃるかということ、夫婦別姓もできないでこういう問題は解決できない、税金も変わっていないのに年金なんか変えるのは、時期尚早であるという意見をはっきりおっしゃっております。その方と私は激論したにも関わらず、新聞紙上で取り上げた、はっきり言いますと日経新聞ですが、私ともう一人の女性委員が激論をしたというような形で、バイアスを掛けて報道されました。そういう意味でいきますと、ああいう新聞のバイアスの掛かった報道をみてこの場にくるよりも、きちっと各省庁でどういう会議をして、どういう議論をしているかということ、是非この最高の会議で把握していただきまして、場合によってはその辺りに別の形で何らかの意見やら何か言える、そういうふうな縦でも横でも結構ですから連携できるようなものをしていただきたいと思います。縦割り組織の弊害を打破するというのが、この組織改編に当たりまして、一番大きな問題だと思っております。

そうしますと、必然的に年金、税制、それらについても有機的な連携が付けられて、この男女共同参画視点の徹底というのが、各省庁に及ぶのではないかと私を期待しております。そういう意味では、現在の検討会の中で私は非常に非力なものですから、お力を借りたいというのが実は本音でございます。

その他、各論点について一つずつ申し上げたいんですけれども、ざっと申し上げますと、積み残しになっております間接差別の概念、リプロの意義、内容、権利性、その辺りについてはどこかで御議論いただきと思っています。と言いますのは、地方で今、基本計画、条例等をつくるときに、こういう御質問が非常に多ございます。整理できているところ、できてないところ、それなりに私ども理解はしているつもりですけれども、この会議でもう一度俎上にのせていただきまして、各地方で非常に疑問を持っているところを、今日はいろんな方、特に学者の先生に随分お集まりいただいたわけですから、そういう中での御見解をいただきたいと思っております。

年金のときにも一番問題になりますのは、女性の所得の低さでございます。これはGEMにも当然反映いたします。やはり非正規労働者の賃金水準、これが女性の所得の統計の中でどのよう

な反映されているか、その統計によってもいろいろとございますので、そういう辺りの実態把握をした上で、そういう目に見えるところからの改善ということを図るのが、女性の立場としては懸案事項ではないかと思っています。

最後に、家族の在り方が夫婦別姓についても色濃く反映しております。近代家族の終焉というのは社会学上はほとんど常識だと私は思っているんですけども、それに対しての一種の憧憬と申しますか、これがこれからもあり続けるんだということを信じておられる、ある一定の年齢層の方に対しては理論的に説得する根拠というのが絶対に必要だと思っています。そういう意味でも、今回も社会学の伊藤先生もおられますので、これをいろんな形で、理論的な根拠を持っていろいろな形でお示しいただけるような場になればというふうに期待しております。私はどちらかというと専業主婦が多い年齢のもので、余り私は専業主婦と対立したくありません。

以上です。

岩男会長 ありがとうございます。山口委員、お願いします。

山口委員 男女共同参画室が前から世論調査を毎年やっておられた、その白書などにも出ておりますが、そのときに、日本の社会は男性と女性がどちらが優遇されている社会かというのを毎年やっていると思うんです。そのときに女性の8割が男性が優遇されている社会と、男性も男性が優遇されている社会というのが7割ほどある、これもうほとんど同じ数組が変わらず出ているんです。それで、いつも制度改正が先なのか、意識改革はどうか、こういうことになるわけですが、ここの基本問題専門調査会というのは理論的なことだとか、意識改革という厄介なこともやらなければならないとなりますと、確かにやり方としては最初に平等概念から始まって、制度改革と併せて、意識改革はどうしても避けて通れないのではないかと思います。

したがって、今年度に入れるかどうかは別としまして、いずれも政策を議論する上で当然出てくる課題ではありますが、世論調査した結果を受けた施策が十分に生かされていない、検討されていないという部分をとりあげるべきだと思いますので、この意識改革、意識と慣習の問題もこことしてはやっていきたいと提案をしたいと思います。

岩男会長 ありがとうございます。古橋委員。

古橋委員 今後の会議の進め方について、ちょっとお願いをしたいと思います。

1つは、この基本問題専門調査会というのは、ほかの部会でいろいろ進めていくときの理論的な武装をするということだと思っております。今まで、これに対する反論がいっぱい出てきましたけれども、新聞論調、雑誌等でどういう議論があったかというのをひとつ整理していただきたい。その中で、私がいつも気にしているのは、男女共同参画社会というのは、女性を中性化し男性も中性化する、そしてそれを医学的な見地から言い、人間の生殖能力を減退させ、そして少子化に

なるということを女性の先生がちゃんと大新聞で言っておるわけです。そういうような問題について、どういうふうに答えるのかねという問題とか、あるいは選択的夫婦別氏制が家族の崩壊ということにつながるということ、そして、それが結構、自民党の一部の先生たちだけではなく、あれだけ新聞論調で反対が出たということについての論議をする必要がありますので、どういう根拠からの反対論なのか。それが我が国の民法等における家制度の改革が不十分なことに基づいているのか、また、従来の家制度というものの残滓が残っているからなのか、それだったらそれについてもっと法務省が社会学的にもう少し説明をすべき点を、私どもが補完をしてあげないといけないのではないかと。住田さんがさっき言われたような点について、それはもう少し法務省に対して法制度上ではなくて実際的な根拠を与えてあげる必要があるのではないかと思います。そういうふうなことからもう外国においては1970年代から、そういう夫婦別姓制度、過去におけるファミリー・ネームから夫婦別姓制度に移っている実情であるとか、ある脱工業化社会におけるこの夫婦別姓というものとの関係をどういうふうに考えるかとか、そういうような問題を含めてどういう議論が今まであるのか、そこらのところについてちょっと勉強していただいた資料をいただきたいと思うんです。

2番目に、先ほど社会保障の問題をここで取り上げるといった意見がありましたけれども、私は大変結構なことだと思いますが、影響調査の方では制度慣行について見直しをやって、それについての評価の基準を作っていくことになっております。この夫婦別姓もそうなんですけれども、影響調査との関係についてはどういうふうにお考えになっているのか、これは事務局の方に教えていただきたいと思います。

それから、このスケジュールの方で、第2回会合のところ、「選択的夫婦別氏制」をやるんですけれども、私はこれまさに男女共同平等概念と関係しているんだと、多くの方が男性は仕事をしていますから名前を変えない、男性はほとんどの者が結婚したときに名前を変えない。それに対して、女性は変えざるを得ないというのは、やはり実質的な平等というものが行われていないということではないかと思いますので、そこらのところについて、ここでも議論して、家族の在り方等の関係において議論をすべきだと思います。

(福田内閣官房長官入室)

岩男会長 途中になりますが、今、大変活発な議論が行われている最中ではございますけれども、大変お忙しい中を官房長官にお越しいただきましたので、ここでごあいさつをいただきたいと思います。

内閣官房長官 それでは、一言ごあいさつだけさせていただきます。今日は大変御苦勞様でございます。

「基本問題専門調査会」の初会合でございますけれども、男女共同参画会議議長、また男女共同参画担当大臣といたしまして、ごあいさつを申し上げます次第でございます。

本年、4月3日の男女共同参画会議、ここでこの設置が決定されて、その後いろいろと検討が進んだわけでございます。我が国におきましては、男女共同参画社会の実現に向けまして、これまでいろいろな取組が着実に進められてまいりました。今後、中央省庁再編のこの機会に、参画会議の機能を十分発揮させなければいけないということは当然でございますけれども、なお一層の取組が求められていると思っております。

そういう中でもって、仕事と子育ての両立支援策、また女性に対する暴力への取組などにつきましては、もう既にそれぞれの専門調査会において検討を始めていただいております。

この男女共同参画社会の実現のためには、こうした個別課題への対応だけでなく、そのための理論的な支柱となるべき基本的な考え方、それもしっかりさせなければいけない、そしてまた今後の施策の展開の確固たる基盤とするということが重要であるというように考えております。

本調査会は、このような参画社会の形成を促進していく上での基本的な考え方に関する事項、そしてまた、こういう考え方と関わりの深い、国民の関心の高い個別重要案件について、各界の御専門の立場から御議論いただくということになっておるわけでございます。そういうことで、これから会議を進めていただきたいわけでございますけれども、この会議を進めるに当たりまして、大変ふさわしい学識、そしてまた実務経験を有する方々を委員としてお迎えをいたしております。したがって、本件につきまして検討を始める体制が整いまして、大変私もうれしく思っております。専門委員の皆様方におかれましては、男女共同参画社会の実現に向けて幅広い観点から御検討いただくよう心からお願いを申し上げます。

岩男会長にまたいろいろとお世話になりますけれども、委員の皆様方には知識、経験を存分に生かしていただき、本専門調査会における検討の成果が、男女共同参画社会の形成に向けての一層の推進力となることを、心から期待を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

岩男会長 ありがとうございます。大変お忙しい中、おいでいただきまして。

内閣官房長官 今日、予算委員会でございますまして、本当に時間に追われておりまして申し訳ないんですけども。

岩男会長 貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございました。どうぞ次の御予定おありだと思しますので、また今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

内閣官房長官 では委員の皆さんどうぞよろしく願いいたします。何か議論の邪魔をしに入ってきたようで済みません。

(福田内閣官房長官退室)

岩男会長 それでは、続けさせていただきたいと思います。

先ほど、古橋委員の方から御要求がございました、その資料の件は、主な論調をインターネットなどで取っていただいて、少し整理をして出していただくというようなことでお願いいたします。

古橋委員 法務省で議論されるときに、各国における夫婦別姓というようなものについての資料があるのかなのか、要するに、随分ファミリーネーム制度から夫婦別姓制度に変わっているという話を聞いております、だんだんポスト工業化社会になっていく過程ですね。そこいらのところは法務省の資料があるのかどうか、先ほどの反対論についての資料とか、それからこの会は基本的問題部会ですから、いろんな資料を、その場で読まなくてもいいですから資料を紹介していただきたい。そしたらみんなで読んで勉強していく、いろんな方の意見を頭の中に入れて検討し、ここでまとめて議論するということが必要だと思いますので、できる限り検索をしていただいて資料を教えてくださいというのが1つです。

岩男会長 ある程度資料がまとまりましたら、会議とは関わりなく委員に送っていただいて、それでそれぞれお時間のあるときに読んできていただくというような方法を取った方がいいと思いますので、お願いをしたいと思います。

どうぞ。

寺尾委員 私は、古橋委員がご指摘のような主題についてここで議論するということに賛成いたします。確かにこういう個別的なことを達成するというのも大事なんですけども、前にも審議会でこの点、もう頭がかたい人は放っておくしかないとおっしゃる委員もいらっしゃいましたが、頭がかたい人は一部ではなくて、そういう意見が出てくると止まってしまう方はたくさんいらっしゃるんです。

静岡の話ばかりで恐縮ですけども、静岡で条例が通らなかった、その理由は男らしさ、女らしさというのをやめたら人間どうやって育てていいのか、自分らしさと言ったってどうやって育てていいのか。本当の意味での個人主義ということが、まだ何か理解されていない現状があるというお話でした。その関係で出席者の間で例の家庭科の教科書の話も出て、平等な確立した個人の上に家があってと書くと、絶対検定通らないという話が出ました。夫婦別姓に悲観的なことを申し上げるつもりはないんですけども、この間もある研究会で、夫婦別姓とは関係のない研究会でしたが、いかに日本の家制度が古いかという話を勉強しました。話としては鎌倉、平安にまでさかのぼるという話です。記録に残る人たち層では、家は大事にされてきました。夫婦養子をとってまで家を続かせるというところは日本独自なんです。そういう文化的な背景も根っこに

はあって、だから選択的と言いながらも、その抵抗感というのはあるだろうと思うんです。

ですから、何と言うんでしょうか、これからの新しい生き方ないし新しい家族のビジョンなり、そういうものを積極的に語れるようなものをもって出していけないと、反論されたときに弱いのではないかと思います。それがあれば、逆にこういう話もついてくるように思われます。各論で個別具体的にそういう制度を作っていって待っていれば、そういうものがじわっと出てくるということもあるのかもしれないけれども、何かやはりそこにはカオスかもしれないという批判にどう答えるかは大事なことのような気がします。個人主義の意義を、日常会話のレベルで説得的に語るのは、とても難しいことですが。

伊藤委員 今までの議論にもありましたけれども、確かにバックラッシュが起こっています。私もこの間ペーパーをまとめました。

1つは、今おっしゃったように「らしさ」の否定だという批判です。男女を均質化してしまうのか、中性化してしまうのかということです。これは反論できると思うんです。

もう一つは、専業主婦否定なのかという議論です。これは多分アンペイドワークの問題というのをどう議論するかという話と絡んでくるのかなと思います。

3番目は、家族の絆を否定するのかということです。

この3点ぐらいが、いわゆるバックラッシュのキー概念かなというふうに思います。男女平等論であるとか、家族のあり方であるとか、労働の問題というもので切り返していくことになるんだと思いますけれども、その辺を念頭に置きながら理論的に切り返していく必要はあるのではないかと思います。

例えば、夫婦別姓の話だって、日本はもともと別姓の国ですから。北条政子は源政子と言いましたか。少なくとも、明治の中期まではどちらかという別姓ないし姓がなかったわけです。

寺尾委員 ただ、その別姓も本当は別姓制度にすると、お母さんだけ別姓、子どもはお父さんの姓という家族が、増えるのではないのでしょうか。本当にそれが女性の目指す平等の姿なのでしょうか。もちろん、実質的平等達成の為に過渡的な意義は十分にあるとは思いますが。女性の自立性を主張できる、それはすごくシンボリックな意味もあって、前が出るためにそれなりに意味があると思うんです。でも、それで女性たちがかなり進んだときに、その先にどうするかというのは、また別の問題だろうと思います。子どもが2人生まれれば、一人ずつ分けるのかとか。中立的なファミリー・ネームの制度というのは、とても難しいのです。制度的に結局ファミリー・ネームをなくさない限り、あるいは新しく家族ができる場合に新たなファミリー・ネームをつくるようにしない限り、完全に解決できない問題のように思います。

竹信委員 話が迷走しているような気もするんです。勿論いろんな疑問がたくさんあるという

のは事実だと思いますので、そのことをこの場ぐらいでは解決しておかないと、今みたいな話が永遠と続く可能性があるので、それはやった方がいいだろうと思います。

ただ、夫婦同姓に人々が執着するというのは、実は伝統というより現代の社会システムから来ている面がたくさんあると思うんです。まず、女性の賃金がすごく低い。しかも、扶養に入った方が得だという配偶者控除などのシステムが80年代に、最近のことですが、できてしまったために女の人が同じ賃金をもらって働くよりも扶養に入った方が得だというふうに、誘導した部分があって、そのために夫婦の一体化を守りたい、夫婦で依存しあいたいという風潮が強まった。その結果、外で働きたくないという女の人が逆に目立っている。主婦の会なんか行くとすぐわかりますけれども、働かなくちゃいけないのでしょうかと聞かれるんです。だから、労働権なんてどこに行ってしまったのみたいな話になる。それはなぜかという、夫婦同姓で一体化というシステムに入ってしまった方が楽だからというシステムができてしまっているのです。だから、そのシステムを変えないと、いくら意識だけ変えようとしてもだめなんです。男女平等についているんな迷いがあるのはよくわかるし、男らしさ、女らしさがなぜ悪いのかという質問は、本当にどこの集会に行っても必ず出てくる問題なので、そのことをここでも解決しておかなければいけないというのはいいと思うのだけれども、やはりシステムをどうやって早く変えるかということの方に、私は重点を置いた方が早いと思います。

伊藤委員 半分賛成、半分異論があります。先ほど八代委員もおっしゃっていましたが、制度の問題は大きいと思います。これは山口さんがおっしゃったように、意識の問題をどうするかという話もあります。個別課題というのは、選択的夫婦別姓もそうだと思いますし、アンペイドワークもそうだと思うんですけれども、ある面制度のところと意識のところがぶつかっているところだと思うんです。そこに亀裂を入れるような議論が、この委員会ですでに出せるかどうか。亀裂が入られれば意識も変わり得るし、制度も変わる。意識が変わらなければ私は制度は幾ら変わったって問題解決は難しいと思う。

竹信委員 亀裂を入れる議論をここでしても、情報が広がらないということに問題があるんです。メディアのパイプが詰まっているものですから全然広がらないんです。ここでやっているだけなのです。

伊藤委員 だから、制度を変えるのは賛成なんだけれども、意識に働き掛け、亀裂を入れながら制度を変えていくという形の議論が必要なのではないかと思います。制度だけ動いても、必ずしもやはり……。

竹信委員 私は、そんなに制度主義者ではないので、だからみんなで話し合った方がいいねというのを言ったのですけれども、でも、情報を流していくシステムから考えていかないと。はっ

きり言って、解決策そのものは出尽くしているんです。だけど、そのことを聞きたくない人にも流していくというシステムがないんです。反対の人は反対、賛成の人は賛成、96年の夫婦別姓論議なんかはもろに激突して、結局、何も折り合えないまま終わっちゃったんです。だから、そういうのを見ていると、システムを変えてみて何も悪いことは起こらなかったということを知ってもらえないのかなと思うことがあるぐらい、意識の問題というのは意識からやっても難しいだろうと思ってしまう。

岩男会長 要するに鶏が先か、卵が先かというのと、両方が必要なのですが。

竹信委員 流していくシステムも考えないといけないということです。

岩男会長 そうだと思うんです。それで、システムを変えて流すメッセージは、普通の人が、やはり変わった方がいいんだというふうに見えるような形の語り掛けというのが必要でしょう。

竹信委員 語り掛けても全然広がらないですから。

岩男会長 新聞の社説では、学生たちも読まないし。

寺尾委員 でも、例えば、先ほどの男らしさ、女らしさのことがネックになってとおっしゃったのは、静岡の担当になっている責任者の方なんです。その男性の方だったんですけれども、そう言われると、やはりこちらも困ってしまっておっしゃるんですよ。

竹信委員 わかります。ですから、それをやるなという意味ではなくて、システムだと言っているのは、情報の流し方のシステムまで含めて考えないと、幾ら話し合ってもおしゃべりで終わっちゃいますよ、ということなんです。

岩男会長 事務局が用意されているのも、両方をやりましょうということだろうと思うんです。ですから、とりあえず、第1回、第2回は、こういうような形で進めさせていただくということで、よろしいかどうか、第1回、第2回とりあえず、もっと違うテーマをというふうにおっしゃるのであれば、今であれば変えられると思うんですけれども。

古橋委員 第2回の生活上の不利益という点について、生活上の不安ということも議論したらよいかと思います。今多くの人が一番悩んでいるのは、夫婦別姓にしたときのお墓はだれが守ってくれるという話なんです。

伊藤委員 男性の集まりだと、必ず出てきます。女性の集まりでは滅多に出てこないところですよけれども。

古橋委員 いろんな資料を、この第2回のときに作ってください。

岩男会長 高橋委員と松田委員、何か御発言がございましたら、先に伺っておきますが。

松田委員 私は、大変皮相的（スーパーフィシャル）なことしか念頭に浮かばないのですけれども、男女共同参画というものがいまだ社会的なコンセンサスになっていない、PR効果が余り

上がっていないのではないかと。そういう意味では、一番みんなが取っつきやすい、今の男女別姓、別氏制もそうですが、そういう具体的な問題を取り上げ、そこを通じて基本的な概念と言いますが、理念みたいなものを、そこから引き出していくことができるんで、最初から抽象論をするより、むしろ何か具体的な、みんながわかりやすいものを手掛かりにして、そこから有形的なものをかためていくというのが1つあるのではないかと。

一つは、今の小泉内閣の施策で、私は非常にそういうものだなと思ったのは、何か変えなければいかぬと、このままではだめになるよということをベースにしている。男女共同参画といった問題では、要するに、それが理念だから理想だから、世界がそう向いているからというのではなくて、このままで、今のままで行ったら駄目になるということを、どのような問題を取り上げるときでも、必ずつかんでおく必要がある。

そして、では、何かをしなければならぬという意識さえあれば、こういうものがすんなりと受け入れられるけれども、ただ、頭のいい人達が、こういう理想社会を描いているんだから、みんなそれに従えと言っても、だれも乗ってくるはずがないんです。

一つは、21席のヴィジョンを語る以上、どこかに、ここの顔ぶれよりもっと若い人の入ってくる仕組みはないのかなと。

もう一つは、先ほど静岡県の話が出ていましたが、ローカルな場面で、猪口先生もおっしゃったんですが、草の根的な問題意識を積み上げた結果のようなものが、例えば、神奈川県でも、婦人問題が色々な形で起こっている。そこへ出てくる問題を、何か全国的に集約して資料としていただける方法はないのかと、それは一番大事なのではないかと、素朴なところに、ひょっとしたら大変重要な問題が潜んでいるかもしれない。それを具体的に探る方法をお考えいただきたい。

岩男会長 最後の点については、局長から多分御発言があると思いますので、先に高橋委員にお願いをいたします。

高橋委員 特に発言するほどのことでもないんですけれども、いろいろ出てきた問題などは、我々研究者として考えているときには、憲法論としては非常にすっきりしていて結論はそんなに難しいわけではないものが多く、私はそういう世界にしか住んでいなかったものですから、それ以上深く考えず、この会議でやっていかなければいけないのは、その後に出てくる、それをどう改善していくかという問題なんだろうと思うんです。私の一番不得意なところで、これは大変なところへ来たかと、若干後悔しています。皆さんのお話を聞いていて、これから勉強しなければいけないなと思ったんですけれども、常日ごろ私が感じていたことを一つだけ言いますと、猪口さんが可視制ということをおっしゃったのですが、私も女性の活躍の場と、あるいは女性のロール・モデルというのを、もっと国民に見える形で示していかなければいけない、それが非常に重

要ではないかなという気がしています。

数年前にアメリカに行ったときにテレビを見ていまして、ケーブルテレビで昔懐かしい映画と、最近のを両方、いろんなチャンネルでやっているわけです。20～30年前の映画というのは、本当に伝統的な家族をモデルにして御主人が外に働きに行き、お母さんが家で子どもの面倒をみている。現在のテレビでは、まず、そういう場面は出てこない。女性は常に働いている。そこに行くまでに、どういう苦勞をしてきたのかなということを思って、そういった点を機会があったら勉強してみたいなと思っております。そういった日本よりずっと進んだ形で問題をとらえてやってきている国が現在までにたどり着く、現在も十分かどうかは知りませんが、たどり着くまでにどんな苦勞をしてきたのか、日本と比べてどこが違うかといった辺りも、全く私も初心者でよくわからないものですから、もし資料なんかがありましたら、それも先ほどから資料の話が出ていますけれども、それも教えていただければと思います。

岩男会長 ありがとうございます。

それでは、坂東局長の方から御発言をお願いいたします。

坂東局長 今、先生方から、いろいろ御指摘をいただいた問題について、ちょっと順不同になりますが、お答えをさせていただきます。

まず、八代先生を初め、いろいろな方から、この社会保障制度の個人化の問題というのは、これは非常に大事ではないかという御指摘がありました。私どもも、その問題意識は持ってしておりまして、お手元の資料3のところの専門調査会の5つのうちの、影響専門調査会、ここでは、社会保障制度、特に公的年金制度を頭に置いておりますけれども、あるいは税等々の諸制度取行等が、ライフスタイルの選択にどういう影響を及ぼすのかということについて、いろいろ典型的なモデルを選んでシミュレーションをして、こちらを選ぶと特なような誘導が行われているというようなところまでの解明をしていただくことになるのかなというふうに考えております。

この専門調査会で当然議論なさると思いますけれども、それに対して基本問題専門調査会の方からもインプットしたいということはあるのではないかと思います。非常に限られた時間の中で、インプットのために長い詰めた議論をしていただくのは難しいかなと、ある程度意見を出していただいて、それをつなぐというふうなことになるのかなというふうなことを考えておりますが、それはまた、それについては御意見をお聞きしたいと思います。

私たちが、まだ気付いていない問題に対して、もっと取り上げるべきなのではないかと、今、選択的夫婦別氏の問題を個別課題として挙げておりますけれども、このほかにも個別的な制度改正にかかわる具体的な課題を挙げていった方が効果的ではないかという議論が猪口先生を初め、何人かの先生からございましたけれども、確かに、苦情処理監視専門調査会の中でも、我々の1

つの機能としては、問題の発見、現実の社会の中でこういった差別にかかわる問題、男女共同参画にそぐわない課題があるのかということ吸い上げていただくというふうなシステムづくりをしなければならぬというの大きいんですけども、その過程で、地方等へも、この専門調査会に行っていて、現場の声を聞いていただくということも考えておりますので、この中で、恐らく新しい問題というのは、十分出てくる可能性が高いのではないかなと思います。

更に別の課題として、今ここに挙げたことのほかに、間接差別あるいはリプロの問題なども取り上げるという住田先生の御意見がございましたけれども、正直な話、今度この議論では事務局の方で、いろいろな資料を、いままでの議論をまとめて、たたき台を出して、それに対して議論をいただくというふうなことを考えておりますが、この間接差別、リプロの問題につきましては、まだ十分我々の体制が整っていないというふうな状況ですので、後半もう少し時間を回しまして、準備が間に合えばいいというふうに思っております。

それから、事務局の方の体制として、例えば反論に対して資料を集めて、先生方にできるだけお配りをする努力すると同時に今まで、どういう論拠で男女共同参画に対して批判が行われてきているのかということをもとめる資料をつくらうと思っております。この概念整理のところ、まず最初に出ささせていただきたいと思っております。

このほかは、本当に各先生方がおっしゃったように、制度の問題と意識の問題、それぞれに分かちがたく結び付いているんですけども、こうした議論の中で、恐らくこれは意識の問題で、これは制度の問題ですねと、両方が絡み合っているということが、どんどん出てくると思うのです。ですから、その中で明確なメッセージが先生方の中で出した方がいいということで、御意見がまとまったら、それをまた外へ出すとか、あるいは先ほど参画会議の方からの諮問ということもあり得るのではないか、縦横いろいろなかわりを働き掛けようというふうな御意見がありましたけれども、それぞれ個別の議題が出てきたところで、また対応については御相談をさせていただきたいと思っております。

岩男会長 それから、ほかの専門調査会との連携をうまく取っていくという意味で、参画会議の議員でない方もいらっしゃいますから、ほかではどうしているのかという情報を、やはり1枚紙なり何なりにしてまとめていただくということが非常に大事ではないかと思えます。

古橋委員 議事要旨を先生方のお手元にいくように。

坂東局長 そうですね。それは、議事録だと余りにもボリュームが大き過ぎて、かえってお邪魔でしょうから、議事要旨をそれぞれの調査会で、どういうことが行われているかをお手元に届くようにいたします。

岩男会長 はい、お願いいたします。

寺尾委員 ちょっと、質問ですけれども、先ほど山口委員が言及なさいましたけれども、男性と女性と、どちらが優遇されていると思いますかという調査をしておられるのは、私もすごく印象的で覚えているんですけれども、その質問の後にどういう点で、というところを具体的に聞いているような項目はなかったでしたか。

坂東局長 例えば、政治とか教育とか。

寺尾委員 男性の方が優遇されると思うというふうに答える方が多いわけですが、どういうところで、特にそれを思うのかというのを個別に。

岩男会長 場面ごとに、どこまで平等が達成できていると思うかというのはあるんですけれども、それ以外にも優遇というのは、もっといろんな意味を含むと思うんです。そういう具体的な形では聞いていないんです。非常に大まかなところしか聞いていない。

寺尾委員 そうすると、個別に聞く欄が、もしあれば、そういうものもくみ上げることはできるかもしれませんね、一番何か根っこのところの。

岩男会長 そうですね、次の世論調査のときにということになるかもしれませんけれども。

寺尾委員 抽象的な聞き方をしても、その方が特に問題だと思っていることが具体的であったりすると、うまくそれに乗れないということもあり得るかもしれませんから。

岩男会長 また、男女の回答者が、男性の方が優遇されていると答えていても、これでいいんだという意見を持っているのか、いや、これだからいけないんだと思っているのかという、そこは聞いていないんです。

もう、時間が過ぎておりますので、それでは、ただいま、いろいろ御意見をいただきましたけれども、第2回目と言いますか、次の会合の6月29日には事務局で用意されたような形で議論を進めていきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それ以外に何か事務局の方で御連絡事項がございましたら。

事務局 それでは、事務局から何点か御連絡をさせていただきます。

まず、次回の会合でございますが、今、会長からお話がありましたとおり、6月29日金曜日の、時間は夕方の17時から19時までの2時間という形にさせていただいております。場所は、今度は内閣府の庁舎の3階の特別会議室で開催することとしております。別途また、開催通知は正式に送らせていただきますが、いま一度、当日の御出欠の確認をさせたいと思っております、別途紙を2回会合の出欠の確認という紙をお手元に配らせてあると思っておりますので、出席、欠席いずれかに を囲んでいただきまして、そのままお席に置いていただければと思います。よろしくお願

それから、第3回の最後の会合につきましても、余裕を持って日程の御相談をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど資料の9でもお示ししましたとおり、3回会合は9月になりますので、若干もう少し時間を見てから、改めて連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、本日はこの後、こちらで御昼食を用意させていただいておりますので、御都合よろしければ、そのままお残りいただきまして、お召し上がりいただければと思います。

なお、ちょっとお食事を用意する関係で、手元に青のドッチファイルと、それから白書、この2点につきましては、次回以降も引き続き使用する備え付け資料ということですので、その場で、回収をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

岩男会長 ありがとうございます。それでは、これで第1回の会合を終了させていただきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。